

守山市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づき執行した令和3年度工事監査結果を同条第9項の規定により別添のとおり公表する。

令和4年3月29日

守山市監査委員 馬 場 章

守山市監査委員 新 野 富美夫

# 随時監査（工事監査）結果報告書

## 1 対象工事名

守山南中学校屋内運動場大規模改造建築工事

## 2 工事担当課等

教育委員会事務局教育総務課

## 3 実施日

令和4年1月26日（水）

## 4 実施場所

監査委員室および守山市古高町地先

## 5 監査方法

守山市監査委員監査基準に準拠し、守山市工事監査実施要綱に基づき、協同組合総合技術士連合に対し技術士の派遣を要請し、起工、設計、積算、契約等にかかる文書および現場関係書類ならびに現場の施工状況が適正かつ適切であるかについて、監査委員立会いのもと、次の方法により調査を行い、その報告を受けた。

### (1) 書面監査

起工、設計、積算、契約等および施工方法、施工管理等の関係書類の提出を求め、関係人の説明を受け、調査を行った。

### (2) 現場監査

工事現場において、施工管理や安全管理、施工精度や出来ばえなどについて、関係人の説明を受け、調査を行った。

## 6 監査結果

工事調査資料、関係書類および現地調査のうちからサンプリングを行った。各プロセスの技術調査着眼点について所定の検査項目および不可視部分の試験以外の記録による確認等の質疑応答を行った。口頭および資料による質疑に関する回答は、十分なものと認められた。技術調査の結果、工事全般に関する大きな問題点は見当たらなかったためサンプリング範囲では非常に良いと認められた。

なお、当日口頭にて指導された軽易な事項等については、記述を省略する。

### (1) 工事概要等について

ア 整備目的（基本計画、全体計画およびそれらに対する当該工事の位置付け）

昭和59年に建設され、30年以上が経過し、施設および設備等の老朽化が激しくなっていることから、生徒の教育環境の充実を図るための大規模改造工事を実施するものである。

イ 工事内容

屋内運動場の大規模改造工事 延床面積1,608.07㎡

改修工事（屋根、外壁、内装材、建具等）、外構工事一式

ウ 工事請負業者および工事請負額

(ア) 請負業者 株式会社フジサワ建設

(イ) 請負金額 191,180,000円

エ 設計・監理業務委託業者

(ア) 設計 株式会社ビルディング・コンサルタントワイズ

(イ) 監理 株式会社ビルディング・コンサルタントワイズ

オ 工事期間

令和3年6月24日から令和4年2月25日まで

カ 進捗状況

90.0%（令和4年1月26日現在）

(2) 指摘事項について

特に指摘すべき事項は見受けられなかった。

(3) 意見・要望事項について

技術士から、注意、要望および検討を要する点として、次のとおり報告があったので、今後の参考とされたい。

ア 設計の妥当性確認について前プロセスから引き継ぐことを推奨する。

イ 総合施工計画書の主要工事の施工方法について、明確にすることを推奨する。

ウ 設計照査について、記録管理を推奨する。

エ 総合施工計画書の衛生管理は、熱中症も考慮することを推奨する。

オ 工事巡回では以下の内容を検出した。

(ア) 屋内で足場タワーを設置し作業をしている。タワーは高さ2m以上で梯子を使用しているが安全帯は1丁掛けで墜落のリスクがある。

(イ) 化学物質のリスクアセスメントを行うことを推奨する。但し、現場で使用されていた屋内のフローリング塗料のキシレン、外壁の塗膜下地剤のトリレンジイソシアネートは対象物質であるが、新規に採用した材料ではなく、今回は対象外と判断する。

(ウ) 令和4年1月からフルハーネス型の使用に係る特別教育が義務化された。

監査当日は、フルハーネス型を使用する業務は無かったが、一部、特別教育を受講していない状況である。今後フルハーネス型を使用する作業については、特別教育を受講したことの確認が必要である。

以上